

告示第36号

坂城町社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 7年 9月25日

坂 城 町 長

坂城町社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の社会福祉施設等が物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続できるよう、予算の範囲内で支援金を支給することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、令和7年4月1日において、坂城町内に所在する別表1に定める施設又は事業所（以下「施設等」という。）を運営している事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 町税等の滞納がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び坂城町暴力団排除条例（平成24年坂城町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他町長が適当でないと認める者

(支給金額)

第3条 支給金額は、別表2に定めるとおりとする。

(支援金の支給回数)

第4条 支援金の支給は、1施設等につき1回に限る。

(支援金の支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂城町社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）を、令和7年10月31日までに町長に提出しなければならない。

(支援金の支給決定等)

第6条 町長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、坂城町社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことに決定したときは、坂城町社会福祉施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（支給決定の取消）

第7条 町長は、支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の請求）

第8条 申請者が支援金の支払を受けようとするときは、坂城町社会福祉施設等物価高騰対策支援金支給請求書（様式第4号）を町長に提出して行うものとする。

（支援金の返還）

第9条 町長は、第7条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給しているときは、返還を命ずるものとする。

（検査及び報告等）

第10条 町長は、支援金の適切な支出のため、必要に応じて申請者又は支援金の支給を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

（関係書類の保管）

第11条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1（第2条関係）

1. 施設等区分		2. 施設等種別
高齢者福祉施設	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活

		介護（併設型、単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなしを除く。）、居宅介護支援
障がい福祉施設	入所系	施設入所支援、共同生活援助
	通所系	生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービス、短期入所（併設型、単独型に限る。）
	利用系	地域活動支援センター
	訪問系（１）	居宅介護
	訪問系（２）	計画相談支援、障がい児相談支援
保険医療機関		—
助産所		—
保険薬局		—
施術所（受領委任取扱いの指定を受けた施設に限る）		—

※１ 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること。

※２ 申請日時点で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないこと。

別表２（第３条関係）

別表１の１に掲げる施設等区分		支給金額（１施設あたり）	
		基準単価	加算額
高齢者福祉施設	入所系（併設型短期入所生活介護）	—	3,500円×利用定員
	入所系（上記以外のサービス）	60,000円	3,500円×利用定員
	通所系	40,000円	1,000円×利用定員
	訪問系	20,000円	—
障がい福祉施設	入所系	60,000円	3,500円×利用定員
	通所系（生活介護、短期入所）	40,000円	1,000円×利用定員
	通所系（上記以外のサービス）	40,000円	—
	利用系	40,000円	—
	訪問系（１）	20,000円	—
	訪問系（２）	20,000円	—
保険医療機関、助産所、保険薬局		30,000円	—
施術所		10,000円	—

※１ 利用定員は、令和７年４月１日現在とする。

※２ 短期入所生活介護は単独型および併設型の定員、小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員とする。

※３ 障がい福祉施設の訪問系（１）・（２）で、一つの施設等において、２種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数に関わらず、１施設等あたりの基準単価の支給とする。